

【市長あいさつ】

本日は、暑い中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

周南市が誕生して4年目となり、私は市長として、これまでにさまざまな方針や計画を決定し、その取り組みを進めてきたが、ようやく周南市が本格的に動き出してきたという思いである。

地方分権が進んでいく中で、ここに住んでいる人たちが、知恵を出し合い、力を合わせて周南市の元気な取組みを県内外に発信できる流れを作ってまいりたい。その一翼を皆さん方に行政改革という分野で力になっていただきたいと思う。

今後もそのための目標を明確に持って、その成果を最大限に高めるよう、不断に改善をしつづけること、こうしたことを、職員と一丸となって取り組んでいかなければならない。

今年の施政方針にも4つの柱を掲げている。

安心・安全なまちづくりの推進

時代を担う子どもたちの育成

環境問題への更なる取組み

市民参画の推進

これらの施策をしっかりと取り組むことによって市民の皆さんが「このまちに住んでよかった。」と思えるようなまちづくりを進めてまいりたい。

本審議会においては、民間の視点から、市の行財政改革について、多くのご意見や助言をいただきたいとともに、周南市行政改革審議会委員として、ご支援、ご協力を賜るようお願いしたい。

【会長あいさつ】

本日は、平成18年度としては第1回目であるが、前回の審議会からは半年振りとなる。

行政改革大綱及び実施計画は、平成16年11月5日に市長に答申し、本年2月には、平成17年度中間報告(平成17年10月末時点)を受けて、本審議会として意見具申を市長に提出した。

行政改革は地方分権時代における自立した自治体を構築し、そして市民本位、市民主役のまちづくりに貢献するという基本に立たなければならない。このことは我々の答申にも述べた訳であるが、そういう観点から今回もこの一年間の実績を踏まえて、大いに議論していただき、先程、市長が言われたとおり、さらに行政改革を推進していく。

そして、知らぬ間にいつかどこかでなにかが済んでいるというのではなく、市民に理解をされて、ともにこの行政改革が周南市の発展に結びつけるよう貢献していきたいと思う。

【審議】

会 長 それでは、早速、審議に入りたい。

「議題1」周南市行政改革大綱実施計画の進捗状況の報告についてであるが、前回同様に項目が多岐にわたっているので、審議の方法は、行政改革大綱進捗状況表の目次に記載されている基本方針の4つの区分ごとに進捗状況の説明を事務局より受け、この4つの柱ごとに審議をしていきたい。

そのような進め方でよろしいか。

各委員 異議なし。

会 長 ないようであれば、事務局の方から説明を始めていただきたい。

事務局 今、ご指示のとおり、基本方針の4つの区分ごとにご説明させていただく。

この度の報告は、平成17年度の実績報告で、効果額については、把握できる限りのものである。

また、進捗状況を概要版で「(マル)」「(サカ)」等で示しているが、前回の中間報告からの変更はない。

なお、この進捗状況表は中間報告から変更のあった箇所は、審議していただく上で、わかりやすいように朱書きで標記している。

(整理番号1番から17番まで、行政改革大綱実施計画進捗状況表等に基づき説明)

会 長 整理番号1番から17番までの間で、どこでもよいので質問、意見、提案等があれば願います。

委員 整理番号9番の「イベントの見直し」について、「イベント・講座等」と書かれてあるが、「等」とはどこまでを含むのか。

事務局 平成18年度に「イベント・講座等見直し指針」を策定することとしており、他に「学級」、「セミナー」、「講習会」などを含めている。

会長 厳密に「講座」とすれば、はみ出る分野も含めているという理解でよいか。

事務局 前回の中間報告では、講座を含めるのはどうかという意見もあったので、この実施計画のうえでは、イベントのみを対象としたい。講座等については、市の方が任意に改善を図っていこうとするものである。

委員 12番の「外部委託の推進」とは、看板作成みたいなものまで委託になるのか。

事務局 管理委託に限らず、製作、設計等も含めて、職員が直接業務をするのか、外部発注するのかということである。

委員 たいへん厳しく評価されていると思う。特にイベントは地元で根付いたイベントも市から補助金が出ないということで、地元の者が立ち上がって、頑張っているような状態である。

会長 残すべき行事がつぶれてしまうこともありうるが、それは心配なのか。

委員 つぶれてはいけないので、逆にみんながやる気になって、地元で費用を捻出するなどしている。

会長 そのあたりがうまくいけばいいのだが。ほかの委員さんでそのあたりはどうか。

委員 市の方で内情をよく調査して、市民が自分たちでしっかりやっているところとそうでないところの見極め方、評価の基準をきちんとしていただきたい。

会長 イベントの見直しについては、今のところ、市の適切なアドバイスが入っているということか。

委員 重複しているイベントを整理し、それでも地元が続けるなら地元でがんばる、そういうルールが引かれてきたような感じはする。

会長 人手の問題か、それとも費用の問題か。

委員 人手はボランティアでたくさんの方に協力していただいている。どちらにしても行政改革というのは、費用の削減ということになるので、やはり費用面のことになる。

会 長 費用面だけを見て、それにつぶれていいものもあるが、そうではないものもある。地域ごと、事業ごとに違ってくるので、イベントはそのあたりの判断が難しい。

一つの答えはないが、なんとか乗り越えれば、行革としては成功といえる。

委 員 その方法を市の方からアドバイスいただければいい。

事務局 「イベントの見直し」について、委員さんの方では、すでにそのような改革が進んでいるという御意見であるが、それは一つ前の項目の「補助金等の見直し」に関連している。

イベントの見直しについては、今年から方向性を出していくわけで、「補助金等の見直し」の方が先行して進んでいるためであり、個別の補助金の見直しを行ったことによるものである。

「重複」とか「各年開催の可能性」とかを見直すイベントに関する全体の見直しは今からなので、ご理解いただきたい。

委 員 イベントについては、これから更に予算カットされる予定もあるということとか。

事務局 イベントの内容そのものの見直しを進めていくということである。

会 長 イベントに対する補助金は行政が決めていくことであるが、地域のイベント自体をやるかやらないかは地域が決めることである。

事務局 そういうことになるが、イベントに必要な器材の貸し出しなどは行政でお手伝いできるところもある。

委 員 現状ではあまりにもイベントが多い。しっかり見直しをして整理していかなければならない。

事務局 財政的、人的に市が関与しているイベントについては、見直し指針に基づいて進めていく方針である。

委 員 単発的なイベントの見直しも必要である。

事務局 市も横の連携を取りながら、複合的なイベントとなるように調整している。

委 員 イベントを市の補助があるからやるというわけではなく、自分たちでやってみてこれだけ不足するから市に補助をお願いする。

どちらなのでしょう。

委 員 今まで続いてきて、絶やしてはならないと思うイベントは自主的なものが

多い。動員をかけてまで人を集め、集まる人数に応じて補助ができるというようなイベント、講座などには違和感がある。そのようなところをしっかりと見極めて欲しいということである。

委員 地域でのイベントは地域が主体的に考えていくべきだし、市を代表するイベントは、合併の経緯もあろうが、一つの盛大なイベントにまとめた方がよい。

委員 山口市徳地の花火大会は個人の寄付により商工会主催で実施されている。市に補助ばかりを期待するのではなく、自分たちで自主的に工夫してやってみるべきである。

会長 今後は市の関与するイベント・講座等については新たな基準で進めていく。そのような認識でよいか。

事務局 その通り。

委員 整理番号17番「外郭団体の運営の見直し」であるが、外郭団体は市職員の定年退職後の受入れ団体のように感じるが、そうではないのか。

事務局 再就職のための団体ということではない。文化振興財団など正規の市職員が出向している団体はある。ただ、団体からの要望で職務に詳しい退職した職員が嘱託として着任することはある。

今後は指定管理者制度の導入により、民間企業と競争していかなければならないので、市職員も引き上げることになっていく。

したがって、外郭団体も「官」から「民」への流れの中で、自らが経営改善していかなければ、民間との競争において生き残れないことになるという厳しい状況に置かれてくるのは確かである。

委員 整理番号12番「外部委託の推進」については、先日、埼玉県で起こったプール事故は、市が業者に委託し、受託した業者がさらに下請けに丸投げしていたが、そのような場合の責任の所在はどこにあるのか。

また、このような危険性も内在しているのではないか。

会長 委託については、事故が起これば、よく曖昧な契約も指摘されている。このあたりが契約の中できちんとなされているのかどうか。

事務局 公の施設であるので最終的な責任は市ということになる。下請けに出すにしても仕様書の中で、責任の明確化、報告義務等を定義し、安心・安全を守

っていかなければならない。

会 長 委託できるものは推進した方がよいのだが、形式的な契約もいかがかと思う。市民の安心・安全のためにも、これは、具申書に入れた方がいい事項と思う。

委 員 整理番号6番「定員適正化の推進」については、職人数も計画に沿って削減されていくことになるだろうが、特に総合支所のことであるが、日常の事務処理で手一杯であり、本来、やらなければならない業務が手に付かないという声も耳にする。人員削減も分かるが、必要な部署へは適材適所の人員配置を再検討されたい。

委 員 「定員適正化の推進」の削減目標については理解できる。ただ適材適所の職員配置は、この場で審議することではないかもしれないが、先日、市から災害のハザードマップをいただいた時に、市の方に説明を願ったが、人員面からも現実的に直ぐ対応し、解決できるものではないということであった。

人員が足りないということを外部的に向かっていうことは、市民の目から見ても信頼が置けない。

委 員 安心・安全とは言葉では簡単に言えても、実行となると難しいことである。

委 員 「定員適正化の推進」とあるが、「適正化」とは「削減」にも置き換えられるような計画であり、「外部委託の推進」と併せて推進していかなければならない。

委 員 次項にある「人材育成計画」とも併せて、職員数が削減となっても、職員の資質を上げていくことも考えなければならない。

会 長 職員は削減していかなければならないが、新たな行政の需要もある。このあたりはどうお考えか。

委 員 この審議会ですこまで言及するには難しいかもしれない。教育、福祉、安心・安全など行政における業務はすべて市民と直結した重要な事項であり、民間企業の人員削減と同様に考えられるか。

会 長 それでは、外部の目から見て、役所の業務はもう少し工夫ができるような点など気付いたことはないか。

委 員 やはり市民の力をいかに上手く使っていくかということであろう。市民の中にはすばらしい力を持った方がたくさんいる。行政にはその力を引き出す

指導力と発想が必要である。

会 長 専門的な分野は業者への委託ということになるだろうが、地域でできることは地域住民の力を活用しようということである。ただ誰がそれをまとめ上げるかということになると、「行政が指導力を発揮せよ。」ということになるだろうが、逆に行政が指導すれば市民は動かないような気がする。

もっと市民の方から考えていかないといけないのではなかろうか。

委 員 そのために地区にはコミュニティなど様々な団体があるのではないか。そこに行政も積極的に加わっていただきたいと思うし、また、そのような体制作りをしていかなければならない。

会 長 行政が指導するというより、側面から支援をしていただきたいということである。

事務局 実施項目にある整理番号3番「行政評価システムの活用」にも関連してはいるが、毎年、各課の事務事業を評価しながら、職員の適正配置にも努めている。

委 員 テーマとは少し離れるかもしれないが、周南市の観光に対する姿勢、取り組み方を見ていると、力を入れていないような気がする。観光部門の組織強化を望む。

会 長 観光部門に特化した意見は、この行革大綱の中で審議するには難しい。

委 員 整理番号3「行政評価システムの導入」であるが、1415事業が細かく評価され、「A」「B」「C」「D」で表記されており、特に「C」「D」評価となった事業が、今後、見直しの対象になっていくと思うのだが、現在、どのように活用されているのか。

事務局 予算編成の上で役立てているが、評価が低い事業が直ぐに廃止ということではなく、「P(プラン)」「D(ドゥ)」「C(チェック)」「A(アクション)」というサイクルの中で着実に改善していきたいということである。

委 員 行政評価システムにある平成17年度と平成18年度との対比額マイナス9億2052万2千円という額が、次年度(平成18年度)の効果額として上がってくるという認識でよいか。

事務局 予算全体でみた事業費ベースとなっており、他の効果額と重複している場合もあるので、この額を効果額とすることはできない。

委員 自主財源の確保は、ほとんどの税・料の目標値が実績値を下回っているが、実施「(丸)」となっている。これは収納率を上げるために様々な工夫、取組みをされたから「実施」ということか。

事務局 その通り。徴収対策の強化に対する取組みを推進してきたということである。

委員 整理番号17番「外郭団体の運営の見直し」も効果額としては、次年度(平成18年度)での実績報告ということになるのか。

事務局 計画が策定された時期が平成18年3月であり、実質的な取組みは平成18年度からということになる。

委員 年度計画には、平成17年度は「改善実施」とあるが、その理由は、

事務局 各外郭団体が、経営改善計画を策定したということである。

会長 他に意見がないようであれば、ここで5分間の休憩とする。

《 5分休憩 》

会長 再開する。基本方針の2つ目の柱である「意欲あふれる職場の醸成」、整理番号18番から24番について、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 ~ 説明 ~

会長 この柱の部分は、全体として進捗具合が遅い気もするが、皆さんの方で質問、意見等のある方はお願いします。

委員 この項目は、全般的に職員の人事管理に係る項目が多く、職員の組合交渉等の関係もあるので、慎重に話し合いをしながら進めていく必要もある。

「目標管理制度」は最終的には職員自身の評価につながっていく制度であり、市役所の業務に適しているかは疑問である。民間で導入している企業の中には、評価に対しての信頼性に疑問もあり、評価する側の方も自信がない部分も見受けられるようである。

委員 意欲ある職場にするためには、一人ひとりの自覚があれば、おのずと進んでいくものと思っていたのだが。

委員 何らかの資格を取得するとかであれば有効な制度ではあるが、民間企業に比べて市役所では適さない業務も多い。

税の収納業務等は目標を設定しやすいが、住民票等を交付する窓口業務については、何を目標とすればよいのか。

会長 行政という業務の特性があるから、単純な個人評価は難しいと思うが、課・係単位での業務を中心に、組織としての目標を掲げて、それを評価するということとはできないだろうか。

事務局 ご指摘の点は、人事課の方でも、早急に進めるというよりはむしろ、着実に進めていくよう検討している。

委員 「目標管理制度」が市役所業務の全てに対応できるとは思わないが、この行革大綱実施計画で推進していくということが決定された以上、試行錯誤を繰り返しながらでも構わないので、何らかの形で進めていくべきである。

会長 組織単位で目標を定め、課長、係長が中心になって、組織全員で取り組むことが大切である。

予算に対しては決算ということになっているが、業務についても決算のような形で総括し、見直していく必要もあるのではないか。

委員 評価することによって人間関係が険悪にならないような配慮も必要である。

会長 他に意見がないようであれば、基本方針の3つ目の柱である「便利で分かりやすいサービスの提供」、整理番号25番から32番について、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 ~ 説明 ~

会長 質問、意見等のある方はお願いします。

委員 整理番号25番「電子市役所の構築」については、情報化が進む中で個人情報流出することがないよう特に注意していただきたい。

事務局 個人情報保護条例やマニュアル化に沿って、外部委託にあっても十分な管理体制を整えて業務を行なっている。ただし、これについては、行政改革の中で実施するというよりは、通常の業務として情報流出のないよう万全な体制で臨んでいる。

会 長 行革大綱実施計画の中では「外部委託の推進」をうたっているが、その再
に情報が流出する恐れが多分にある。

したがって、外部委託として発注する時点で、個人情報の流出について特
に注意していただきたいということを、この審議会で述べればよいと思う。

事務局 個人情報保護のための職員向けマニュアルも策定されているので、更なる
徹底を喚起してまいりたい。

委 員 個人情報の流出について追求していくと、結局は外部委託の推進が、はた
して良いことなのかということになるのではないか。

事務局 現在、市が進めている戸籍の電子化業務の中でも、厳格なチェック体制の
下で、委託業者に業務を行なっていただいている。

会 長 コンピュータ関係は、外部委託をしていなくとも、内部から流出する恐れ
もある。

事務局 市としてのセキュリティポリシーを作成しているが、職員への更なる徹底
を図ってまいりたい。

会 長 ただ、一方では、個人情報保護を重視するあまり、例えば、私の聞いた話
では、災害時において地区の民生委員さんの援助活動に支障を来たしている
という問題も起きている。そのような二面性にも注意を払っていかねければ
ならない。

このセキュリティポリシーの徹底を外部委託の場合は、特に留意されたい
という点を挙げるということによろしいか。

各委員 異議なし

会 長 それでは、基本方針の最後の柱である「市民との協働による行政運営の推
進」、整理番号33番から最後の42番について事務局の方から説明をお願い
します。

事務局 ~ 説明 ~

会 長 引き続き、審議に入る。質問、意見等のある方はお願いします。

委 員 整理番号36番「外部監査制度の導入の調査・研究」について、外部監査
制度は地方自治法の規定に基づいて企業の受けるような監査を受けるという

ことであれば、この場で導入の必要性から議論することは可能なのか。

事務局 外部監査制度には、包括監査と個別監査とがあり、包括監査は財務会計等を全体的に監査していただくもので、都道府県、政令指定都市、人口20万人以上の都市では必置であるが、周南市の場合は人口15万7千人であるので、導入については任意であり、条例で導入を制度化すれば実施できるというものである。個別監査についてもある一定の事項について条例で定めれば導入ができる。

委員 周南市の場合は、導入しないという選択肢もあるということか。

事務局 経費の面もあり、また、実際に導入した場合の効果の検証も必要であるし、現在は議会選出と常勤の監査委員も在職している。

委員 大企業においてもずさんな会計処理が指摘される事例もあり、内部監査では緊張感もなくなるので、行政についても導入すべきだと思う。

事務局 内部監査では問題があるから、外部監査を導入するというわけではなく、監査委員による監査と重複しない分野で効率的に実施することが重要である。

また、その必要性については、まだ検討段階であり、時間をいただきたいというのが現状である。

委員 行革大綱実施計画では、外部監査制度を導入するというのではなく、「外部監査制度の導入の調査・研究」ということであるので、そこまでは言及していない。

会長 委員が言われるのは、地方自治法上でいう監査では不十分であるということだが、市としては導入の必要性や費用面等についての検討はしていきたいということである。

それでは、すべての意見も出されたようなので、市長に提言する意見具申をまとめていきたい。

本日の会議では、大方の委員が一致する意見として次の4点が出された。

整理番号12番の「外部委託の推進」について、業務遂行における責任の所在を明確にし、安全面については事故防止策の徹底を図るとともに、個人情報保護や守秘義務の強化を行われたい。

特に、指定管理者制度の導入にあたっては、受託者の適格性を十分に

調査し、協定書、仕様書、事業計画書等の中で、達成すべき具体的な実績・効果を把握し、その結果については報告書として公表できる仕組みに努めること。

整理番号9番の「イベントの見直し」について、「行政主導のイベント」と「地域住民主導のイベント」とを分けた対応とし、「行政主導のイベント」については、その「必要性」や「有効性」などの観点から、大胆な見直しを進めていくこと。

整理番号6番の「定員適正化計画の策定」について、単に職員数の削減だけに終わるのではなく、市民サービスの向上のため、利用者にわかりやすく円滑に対応できる組織運営のあり方の工夫などを徹底するとともに、職員一人ひとりの資質の向上のための研修やルールづくりに努めること。

整理番号19番の「目標管理制度の導入」について、職員個々人の目標管理と併せて、組織全体（係・課・部）の目標管理についても、試行錯誤を繰り返しながらでもかまわないので、取り組まれない。

以上の4点を具申書として取りまとめ、文書の最終調整は、会長と副会長一任でよろしいか。文案ができ次第、皆さんに1回はチェックしていただくために送付したい。

各委員

異議なし。

会長

以上で本審議会を終了したいと思うが、事務局の方から連絡事項があれば願います。

事務局

今、会長が言われたとおり、会長と副会長とで最終調整された具申書の素案を事務局より各委員さん方へ送付いたしますので、何かご意見等があれば連絡をいただきたい。

今後の行政改革大綱実施計画の進捗状況の報告ですが、今回は委員さんの任期の関係で、平成17年10月末時点の中間報告の審議会を開催させていただきましたが、現在、委嘱させていただいている委員の皆さんの任期は、平成18年2月17日から平成20年2月16日までの2年間ということになっていきますので、次回からは、年度ごとの年1回というかたちで審議会

を開催させていただきたいと思います。

従いまして、次回が行革審議会は平成18年度実施状況の実績がまとまりました来年の今頃の開催ということにいたしたいと思いますので宜しくお願いいたします。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございました。

皆さんからの貴重なご意見を参考にいたしながら、行政改革をしっかりと進めていきたいと思います。

会 長 本日の会議は、これで終了する。

～ 終 了 ～